

登録修理業者の  
申請手続きについて  
(電波法関連)

平成 28 年 12 月  
総務省  
(第 1. 1 版)

## 《目次》

1	登録修理業者制度の創設	3
(1)	制度創設の背景	3
(2)	登録修理業者制度	3
ア	制度の概要	3
イ	申請手数料	4
ウ	申請書等の提出先	4
エ	登録の要件	5
オ	登録修理業者の義務等	5
カ	登録修理業者に対する監督	6
キ	その他	6
2	登録申請の手続きについて	7
(1)	申請書に必要な書類	7
ア	申請書	7
イ	修理方法書	7
(ア)	修理の手順	7
(イ)	修理の確認の手順	7
(ウ)	測定器等の名称又は型式及び製造業者名	7
(エ)	較正等の計画	7
(オ)	修理の確認の手順及び委託に係る計画	7
(カ)	製造業者から情報の提供を受けている内容	7
ウ	誓約書	7
エ	修理体制、管理体制等の管理に関する事項	7
オ	修理に関し参考となる事項	7
(2)	各書類の記載例等	8
ア	申請書	8
イ	修理方法書	16
(ア)	修理の手順	17
(イ)	修理の確認の手順	17
(ウ)	測定器等の名称又は型式及び製造業者名	17
(エ)	測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画	17
(オ)	修理の確認における委託契約	18
(カ)	製造業者から情報の提供を受けている内容	19
ウ	誓約書	31
エ	修理体制、管理体制等の管理に関する事項	32
オ	修理に関し参考となる事項	33

3	関係法令（抜粋） .....	34
	○電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号） .....	34
	○電波法関係手数料令（昭和三十三年十一月四日政令第三百七号） .....	40
	○登録修理業者規則（平成二十七年二月二十七日総務省令第八号） .....	40
	○電波法関係審査基準 .....	57
4	Q&A .....	58

# 1 登録修理業者制度の創設

## (1) 制度創設の背景

特別特定無線設備である携帯電話端末等が故障した場合、その無線設備の工事設計について認証を受けている製造事業者が、変更の工事<sup>(注 1)</sup>に当たらない工事設計の範囲内で修理を行うことが一般的であり、この場合、無線設備の技術基準適合証明の表示を維持することが可能です。

しかしながら、スマートフォンの急速な普及等に伴い、製造業者以外の第三者である修理業者が修理や部品の交換を行う事例が見られるようになってきています。

このような背景から、電波法の一部を改正する法律(平成 26 年 4 月 23 日法律第 26 号)及び電気通信事業法の一部を改正する法律(平成 26 年 6 月 11 日法律第 63 号)の改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)により、登録修理事業者制度を導入しました。

登録修理業者制度は、登録に際し、修理の箇所及び修理の方法が適正であって修理後の無線設備が技術基準に適合していることを自らが確認できる等、電波法で定める登録の基準に適合する場合に、総務大臣の登録を受けることを可能とするものです。

携帯電話端末の修理依頼者に電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「電波法」という。)、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「電気通信事業法」という。)に定める技術基準を逸脱することなく、携帯電話の修理が可能な業者である旨が広く認知され登録が促進されるよう、電波法で規定する登録申請手続き説明のため作成するものです。

登録に必要な申請書を作成するうえで参考になれば幸いです。

(注 1)「変更の工事」とは、製造事業者が、技術基準適合証明を受けるときに、無線機器の設計を提出して証明を受けますが、その設計の内容と違ったような改造を行う場合等をいいます。

なお、一般的な修理については、故障、破損、劣化等の箇所の本来の状態・機能に復帰させることであり、仕様の変更のような本来の状態・機能からの変更は含みません。

## (2) 登録修理業者制度

### ア 制度の概要

電波法及び登録修理業者規則(平成 27 年総務省令第 8 号。以下「登録修理業者規則」という。)では、次のように規定しています。

特別特定無線設備の修理を行おうとする修理業者は、電波法第 38 条の 39 の規定により総務省令(登録修理業者規則第 2 条)で定める手続きを行い、電波法第 38 条の 40 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める基準に適合しているときは、登録修理業者として総務大臣の登録を受けることができます。

登録申請(新機種を追加するときは変更登録申請)時には、登録修理業者として修理しようとする、すべての特別特定無線設備を登録してください。

なお、登録のない特別特定無線設備の修理は、登録修理業者制度に基づかない修理となります。

登録修理業者が修理した特別特定無線設備には、登録修理業者規則別表第 8 号に従い、登録修理業者が修理を行ったことを示す表示(表示する場所に制限はありません)を行う必要があります。(電波法第 38 条の 44 第 1 項)

登録修理業者が修理方法書に従って修理及び確認を行った特別特定無線設備は、修理後も電波法第三章の技術基準に適合していることを登録修理業者が自ら確認していることから、当該特別特定無線設備に付されていた技術基準適合証明等の表示を引き続き表示することができます。(電波法第 38 条の 44 第 3 項)

## イ 申請手数料

登録する特別特定無線設備の数に関わらず、1 申請あたり次の額となります。

(ア)「登録申請」は、「50,700 円」

(イ)「変更登録申請」は、「19,000 円」

※ 既に登録をした事業者が、新たな特別特定無線設備を追加する場合は、変更登録申請となります。

## ウ 申請書等の提出先

〒100-8926

東京都千代田区 霞が関 2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 認証推進室 登録修理業者担当

電話番号：03-5253-5908

## エ 登録の要件

### (ア) 登録の基準

総務大臣は、登録を申請した者が次のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならないこととなっています。

- ・ 特別特定無線設備の修理の方法が、修理された特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定める基準<sup>(※)</sup>に適合するものであること。
- ・ 修理の確認の方法が、修理された特別特定無線設備が電波法に定める技術基準に適合することを確認できるものであること。

※妨害を与えるおそれが少ない修理の方法の基準等(登録修理業者規則第3条)

- ⇒ 修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電波の質に影響を与えるおそれが少ない箇所であること。
- ⇒ 同等の部品を用いる修理により技術基準に適合しない電波が発射されないものであること。
- ⇒ 上記にかかわらず、製造業者との間の契約等に基づき工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること。
- ⇒ 特別特定無線設備の修理の方法は、修理方法書に記載された修理に必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。

## オ 登録修理業者の義務等

- ・ 登録修理業者は、修理方法書に従って、修理及び修理の確認を行わなければならない。  
(電波法第38条の43第1項、登録修理業者規則第2条第2項第2号及び第5号並びに第4項並びに別表第2号)
- ・ 登録修理業者は、修理及び修理の確認の記録を作成し10年間保存しなければならない。  
(電波法第38条の43第2項、登録修理業者規則第7条第1項及び第2項)
- ・ 登録修理業者は、修理した端末にその旨の表示を付さなければならない。  
(電波法第38条の44第1項、登録修理業者規則第8条第1項及び別表第8号)

## カ 登録修理業者に対する監督

- ・ 総務大臣は、登録修理業者が電波法第 38 条の 43 の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができます。(電波法第 38 条の 45 第 2 項)
- ・ 総務大臣は、登録修理業者が第 38 条の 40 第 2 項において準用する第 24 条の 2 第 5 項第 3 号(欠格事由)に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければなりません。(電波法第 38 条の 47)
- ・ 総務大臣は、電波法を施行するために必要と認めるときには、報告徴収、立入検査を実施することができます。(電波法第 38 条の 48)
- ・ 上記のほか、妨害等防止命令(電波法第 38 条の 45 第 3 項)、登録の抹消(電波法第 38 条の 48)、無線設備の提出命令(電波法第 38 条の 48)が規定されています。

## キ その他

- ・ 修理を受け付ける際には、登録している修理の内容(登録修理業者として登録(又は変更登録)する際に申請書に記載した「修理する無線設備の範囲」、「修理の方法の概要」)を、修理を依頼する方に対し明示する等により、修理を依頼する方に誤解を与えることのないように留意してください。
- ・ 特別特定無線設備の修理は、電波法で規定する特別特定無線設備としての性能を変更するものであってはなりません。  
修理によって電波法で規定する無線設備としての性能に変更が生じたときは、修理ではなく変更の工事(電波法第 38 条の 7 第 4 項)に当たるため、技術基準適合証明、工事設計認証又は技術基準適合自己確認に係る表示の除去が必要です(電波法第 38 条の 44 第 2 項)。

また、表示の除去を行わなかった場合は、電波法第 112 条 1 号、第 114 条第 2 号により罰則が適用されます。

## 2 登録申請の手続きについて

### (1) 申請書に必要な書類(登録修理業者規則第2条)

#### ア 申請書(登録修理業者規則 別表第1号)

#### イ 修理方法書

(ア) 修理の手順

(イ) 修理の確認の手順(登録修理業者規則別表第2号に定めるところによる)

(ウ) 測定器等の名称又は型式及び製造業者名

((イ)の修理の確認に使用する測定器等に関するもの)

※ただし、特性試験の全部を委託する場合は除く。

(エ) 較正等の計画

((ウ)に規定する測定器等に関するもの)

※ただし、特性試験の全部を委託する場合は除く。

(オ) 修理の確認の手順(登録修理業者規則別表第2号)及び委託に係る計画

※ただし、特性試験の全部又は一部を委託する場合に限る。

(カ) 製造業者から情報の提供を受けている内容

※製造業者との契約等により技術基準適合証明番号等に係る工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合に限る。

#### ウ 誓約書(登録修理業者規則 別表第3号)

#### エ 修理体制、管理体制等の管理に関する事項(登録修理業者規則別表第4号)

#### オ 修理に関し参考となる事項

申請に添付する書類	事業者が 特性試験を 実施	特性試験を 一部委託	特性試験を 全部委託
ア 申請書(別表第1号)	○	○	○
イ 修理方法書			
(ア)	○	○	○
(イ)(別表第2号)	○	○	○
(ウ)	○	○	—
(エ)	○	○	—
(オ)(別表第2号)	—	○	○
(カ)	△	△	△
ウ 誓約書(別表第3号)	○	○	○
エ 修理体制等(別表第4号)	○	○	○
オ 修理に関し参考となる事項	△	△	△

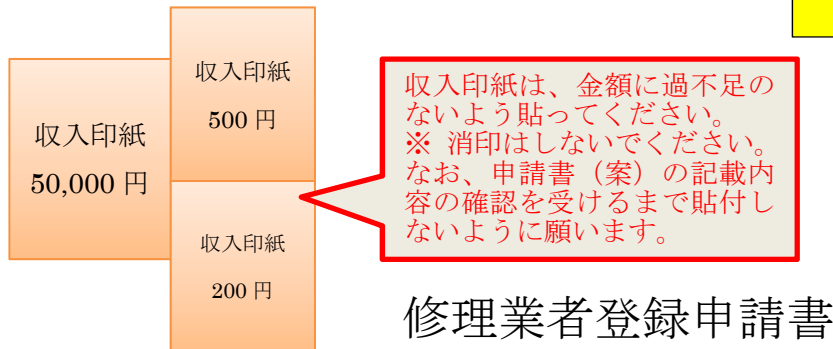
※「—」は、書類の添付は不要。「△」は、該当するものがある場合は書類を添付。



## (2) 各書類の記載例等

### ア 申請書（登録修理業者規則 別表第1号）

#### 申請書の記載例



平成〇年〇月〇日

総務大臣 殿

代理人による申請の場合は、申請者の下段に代理人の、郵便番号、住所、氏名又は名称、電話番号を記載してください。

申請者(注1) 郵便番号 123-4567

住所 東京都電波区電波 1-2-3

氏名又は名称 かぶしきがいしゃでんぱ 株式会社電波

だいひょうとりしまりやくしゃちょう 代表取締役社長 そうむ たろう 総務 太郎 印

電話番号 03-1234-5678

電波法第38条の39第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

#### 1 修理を行う事務所の名称及び所在地(注2)

別紙1のとおり

#### 2 修理の対象設備等(注3)

別紙1のとおり

#### 3 修理する特別特定無線設備の範囲、修理の方法の概要及び修理の確認の方法の概要

別紙2のとおり

## 別紙 1

### 1 修理を行う事務所の名称及び所在地

- (1) ○○修理（屋号等名称）霞が関事務所（店名等）  
123-4567 東京都千代田区霞が関2-1-2
- (2) ○○修理（屋号等名称）新宿事務所（店名等）  
123-4567 東京都新宿区○○1-2-3  
○○アウトレットモールA館1階

複数の事務所で修理を行う場合は、例を参考に、すべて記載してください。  
屋号等の名称がある場合は例を参考に記載してください。

### 2 修理の対象設備等

無線設備の区分	取り扱う設備数
コードレス電話	-
携帯無線通信	5
PHS	-
その他	4
合計	9

次ページの3項を記載いただいた後に、これらの欄に数値を記入いただくことを想定しています。

3 修理する特別特定無線設備の範囲、修理の方法の概要及び修理の確認の方法の概要

無線設備の区分 (注 4)	修理する特別特定無線設備の範囲				修理の方法の概要(注 8)										修理の確認の方法の概要			
	技術基準適合証明番号等	特別特定無線設備の種類(注 5)	氏名又は名称(注 6)	型式又は名称(注 7)	修理の箇所										工事設計に合致する修理	修理後の特性試験の実施方法(注 9)		
					表示装置	フレーム	マイク	スピーカ	カメラ	操作ボタン	コネクタ	バイブレータ	電池	その他		申請者が実施	一部を委託して実施	全部を委託して実施
携帯無線通信	888-888888	第2条第1項第11号の3に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
携帯無線通信	888-888888	第2条第1項第11号の4に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
携帯無線通信	888-888888	第2条第1項第11号の7に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
携帯無線通信	888-888888	第2条第1項第11号の8に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
携帯無線通信	888-888888	第2条第1項第11号の19に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

特別特定無線設備の無線設備の区分は、14ページ～16ページの表を参照のうえ記載してください。

申請書の記載例

その他	888-888888	第2条第1項第19号に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	888-888888	第2条第1項第19号の3に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	888-888888	第2条第1項第19号の3の2に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	888-888888	第2条第1項第54号に規定する特定無線設備	〇〇株式会社	ABC1234	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

外見上はひとつ(の機器)であっても、複数の特別特定無線設備が搭載されています。登録申請の際には、それらの設備を全て記載いただく必要がありますのでご注意ください。

**【ご参考】**  
無線設備の搭載(認証)状況は、総務省電波利用ホームページ中の「技術基準適合証明等を受けた機器の検索」のページ<sup>(※)</sup>において、機種名、製造業者名等の情報から検索することができます。

※ url: <http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

- 注1 法人にあつては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 2 修理を行う事務所が複数ある場合はそれらを全て記載すること。また、事務所の数が多い場合は適宜別紙に記載することができる。
  - 3 特別特定無線設備の種別に応じて、「コードレス電話」、「携帯無線通信」、「PHS」又は「その他」の欄に取り扱う設備数を記載すること(技術基準適合証明番号等に係る特別特定無線設備が複数の区分に該当する場合は、それら全てに記載すること)
  - 4 特別特定無線設備の種別に応じて、「コードレス電話」、「携帯無線通信」、「PHS」又は「その他」と記載すること(技術基準適合証明番号等に係る特別特定無線設備が複数の区分に該当する場合は、それら全てについて記載すること)。
  - 5 「技術基準適合証明を受けた特別特定無線設備の種別」、「工事設計認証に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の種別」又は「技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別」を記載すること。
  - 6 「技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称」、「工事設計認証を受けた者の氏名又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った者の氏名又は名称」を記載すること
  - 7 「技術基準適合証明を受けた特別特定無線設備の型式又は名称」、「工事設計認証に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の型式又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の型式又は名称」を記載すること。
  - 8 該当する修理の箇所に(チェック)印を付けること。ただし、第3条第1項の修理が可能な場合は「工事設計に合致する修理を実施」にのみ(チェック)印を付けること
  - 9 修理した特別特定無線設備に対する特性試験の実施方法について、該当する箇所に印を付けること。
  - 10 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
  - 11 修理する特別特定無線設備の範囲が2を超える場合は、適宜、行を追加し記載すること。

## 【参考】 特別特定無線設備 の無線設備の区分

### 1. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第2条第1項関係

特別特定無線設備の種別	名称等	無線設備の区分
第2条第1項第7号	コードレス電話	コードレス電話
第2条第1項第11号の3	W-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	携帯無線通信
第2条第1項第11号の4	CDMA2000方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	携帯無線通信
第2条第1項第11号の7	W-CDMA(HSDPA)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	携帯無線通信
第2条第1項第11号の8	CDMA2000(1x EV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	携帯無線通信
第2条第1項第11号の8の2	CDMA2000(EV-DO)マルチキャリア	携帯無線通信
第2条第1項第11号の11	TD-CDMA方式携帯無線通信用陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)	携帯無線通信
第2条第1項第11号の12	TD-SCDMA方式携帯無線通信用陸上移動局	携帯無線通信
第2条第1項第11号の15	次世代PHS(2GHzTDD)用陸上移動局	携帯無線通信
第2条第1項第11号の17	MBTDD625k(2GHzTDD)用陸上移動局	携帯無線通信
第2条第1項第11号の19	LTE(FDD)用陸上移動局	携帯無線通信
第2条第1項第11号の21	LTE(TDD)用陸上移動局	携帯無線通信
第2条第1項第11号の25	モバイルWiMAX用陸上移動局	携帯無線通信
第2条第1項第11号の26	UMB(2GHzTDD)用陸上移動局	携帯無線通信
第2条第1項第21号	デジタルコードレス電話	その他
第2条第1項第21号の2	デジタルコードレス電話(広帯域TDMA)	その他
第2条第1項第21号の3	デジタルコードレス電話(TDMA/OFDMA)	その他
第2条第1項第22号	PHS用陸上移動局	PHS
第2条第1項第51号	OFDMA広帯域移動無線アクセス(WiMAX)用陸上移動局	その他
第2条第1項第54号	TD-OFDMA/TD-SCFDMA広帯域移動無線アクセス(AXGP/WiMAX R2.1 RE)用陸上移動局	その他

### 2. 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第2条第2項関係

特別特定無線設備の種別	名称等	無線設備の区分
第2条第1項第19号	2.4GHz帯高度化小電力データ通信システム Bluetooth(IEEE802.15.1)、 Wi-Fi(IEEE802.11b/g/n)	その他
第2条第1項第19号の2	2.4GHz帯小電力データ通信システム (IEEE802.11b)	その他

第2条第1項第19号の3	5. 2GHz、5. 3GHz帯小電力データ通信システム (IEEE802. 11a/n/ac)	その他
第2条第1項第19号の3の2	5. 6GHz帯小電力データ通信システム (IEEE802. 11a/n/ac)	その他
第2条第1項第19号の3の3	5. 2GHz、5. 3GHz、5. 6GHz帯小電力データ通信システム (IEEE802. 11a/n/ac)	その他
第2条第1項第19号の4	25GHz帯小電力データ通信システム	その他

第2条第1項の設備と同一筐体に収められ使用される場合に限り特別特定無線設備に該当。

**【参考】 申請書様式3の「無線設備の区分」について**

	概 要 等
コードレス電話	<p>○電波法施行規則 (免許を要しない無線局)          第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。          4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。          一 F-D若しくはF二D電波二五四・四二五MHz若しくは二五四・九六二五MHzの周波数及びF-D、F二A、F二B、F二C、F二D、F二N、F二X若しくはF三E電波二五三・八六二五MHz以上二五四・九五MHz以下の周波数であつて、二五三・八六二五MHz及び二五三・八六二五MHzに一二・五kHzの整数倍を加えたもの(二五四・四二五MHzを除く。)を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの、又はF-D若しくはF二D電波三八〇・七七五MHz若しくは三八一・三一二五MHzの周波数及びF-D、F二A、F二B、F二C、F二D、F二N、F二X若しくはF三E電波三八〇・二一二五MHz以上三八一・三MHz以下の周波数であつて、三八〇・二一二五MHz及び三八〇・二一二五MHzに一二・五kHzの整数倍を加えたもの(三八〇・七七五MHzを除く。)を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの(以下「コードレス電話の無線局」という。)</p>
携帯無線通信	<p>○電波法施行規則          第四条の四          2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力(p Y)をもって表示する。          七 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p> <p>○無線設備規則          第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。          一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信(第七号に規定するデジタル空港無線通信及び第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信を除く。)をいう。</p>

PHS	<p>○電波法施行規則  (免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>六 一、八八四・六五MHz以上一、九一五・五五MHz以下の周波数であって一、八八四・六五MHz及び一、八八四・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの（総務大臣が別に告示する周波数を除く。）を使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であって総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。以下「PHSの陸上移動局」という。）</p> <p>○無線設備規則  第四節の九 PHSの無線局の無線設備  ～ 技術基準を規定 ～</p>
その他	上記の3区分に含まれないもの



## イ 修理方法書

修理方法書は、申請書に添付する書類として電波法(第 38 条の 39)に規定されています。

本制度の対象は、電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所の修理です。

具体的には、

- ① 表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所について同等の部品による修理
- ② 同等の部品を用いる修理により技術基準に適合しない電波が発射されない場合の修理
- ③ 製造業者との間の契約等に基づき工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理

を対象としています。

また、修理方法書の作成においては、登録した端末の修理の箇所について、具体的な修理の手順((例)分解⇒部品の交換等の修理⇒組立)が順序立てて作業できるように記載することが必要となります。

これらのほか、次の点にも留意して作成してください。

- ・ 修理方法書に記載がない方法で修理及び修理の確認を行うことができません。そのため、あらかじめ、どの機器を対象として、対象機器のどの部分についてどのように修理を行うのか検討を行ってください。
- ・ 1 の登録修理業者として登録を受ける際、修理する特別特定無線設備の数に関わらず修理方法書は 1 つ(1 冊)としてください。このため、登録時又は登録後の変更登録により修理する特別特定無線設備が 2 以上となる場合は、「個々の特別特定無線設備の修理に共通する事項」は修理方法書の本体部分(実施する修理に横断的に適用する内容)に集約し、「各々の特別特定無線設備に固有の修理の手順及び修理の確認の手順」は個別の手順書(修理方法書の添付書類)とする等、将来、対象機器の追加等を考慮した様式として作成してください。
- ・ 修理方法書は、修理を行う店舗・事務所等で実際に接客や修理を担当する方の修理手順として活用できることが必要です。
- ・ 修理方法書には、法令上で記載を義務付けられている 6 つの項目(2(1)イの(ア)から(カ)まで)を含め、修理依頼を受けてから修理後の機器を返すまでの流れ(登録修理業者規則別表第 8 号の表示を付す、修理及び修理の確認の記録を作成する等を含む)を記載してください。

- ・ 提出する書類は、原則、A4 縦により作成してください。

## (ア) 修理の手順

「修理の手順」は、申請書に記載した修理の箇所について「(例)分解⇒部品の交換等の修理⇒組立」の全ての作業手順・作業の管理方法(作業結果の確認、作業上の注意等)等を写真や図を用いて修理の箇所ごとに作業手順を明確化して記載してください。

例えば、特別特定無線設備の分解の手順等については、どの部分から、どのように分解し、どのように部品を交換するのか、また、どのように組立を行うかについて、修理担当者が、記載された個々の写真を使用した手順と作業上の注意点等に従って修理を行えば、同様の修理が実施可能となるようなマニュアルをイメージいただくことが重要です。その際、必要に応じて、分解した部品の保管や工具の使用方法を併せて注意点として追記いただくことにより、一層その修理精度の向上に資するものです。

また、異なる箇所の修理に共通する作業手順は、その旨がわかるように記載してください。

## (イ) 修理の確認の手順(登録修理業者規則 別表第 2 号)

特別特定無線設備が無線機として通信するために発射する電波が電波法令で定める技術基準を満たしていることを測定(試験)し確認する手順を記載してください。

具体的には、登録修理事業者規則別表第 2 の 1 に従い、証明規則(特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則)別表第 1 号 1 に定める特性試験について、実施された特性試験が法令の定めのとおりに行われており、測定値が技術基準を満たしていることの確認手順を記載してください。

## (ウ) 測定器等の名称又は型式及び製造業者名

測定器等(測定器及び測定に使用するその他の設備)の名称又は型式及び製造業者名(修理の確認の全部を委託する場合を除く。 )は、電波法別表第 3 に記載された測定器等(測定器その他の設備)について、「記載例」を参考に記載ください。

## (エ) 測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

修理の確認に使用する測定器等の保守及び管理並びに電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号の較正等(較正又は校正)の計画(修理の確認の全部を委託する場合を除く。 )を記載してください。

その際、具体的な較正等の計画に関する内規等があれば、参考資料として添付してください。

## (オ) 修理の確認における委託契約

修理の確認を行うことは、本制度において修理した特別特定無線設備が技術基準を満たすことを確認するために重要なものです。

修理の確認において、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に、確認する設備の特性試験の全部又は一部を委託する場合は、当該試験の適正な実施を確保するため委託先との間で取り決めた次の内容を記載してください。

※ 修理の確認を委託する場合は、委託内容の詳細を示す資料(委託契約書(案))等を添付してください。なお、その内容には、次の内容が含まれていることに留意してください。

- ・ 証明規則(特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則)別表第1号1(3)に定める試験の方法と同じ方法によって特性試験が行われることの確認に関する事項
- ・ 電波法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、電波法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。)を使用して特性試験が行われることの確認に関する事項
- ・ その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

上記の「その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項」には「ウ 測定器等の名称又は型式及び製造業者名」、「エ 較正等の計画」に関する事項、特性試験結果が必要な精度を満たしていること、それらの測定環境を確保するための情報(試験日、試験場所、試験環境、試験の実施者(測定者)の情報)等、特性試験結果を検証する上で必要な事項」を記載してください。

登録修理業者規則別表第2号5により特性試験を省略しようとする場合は「2以上の確認する設備の検証において、当該確認する設備のうちの一部のものについて特性試験を行った結果、当該確認する設備のうちその他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できる」こととなっていることから、登録修理業者が行う修理において、当該確認する設備のうち一部の特性試験の結果からその他のものが工事設計に合致していることが、例えば、修理手順を事前に検証した内容や修理事業を実施していく上で、技術基準を確保しているかどうかの確認手順等、修理事業者自らが工

事設計に合致していることが推定できるものとして判断した旨をとりまとめ記載してください。

特別特定無線設備の「修理の確認」において特性試験を省略した特別特定無線設備の「修理の確認の記録」は、特性試験の実施結果、検証結果等の代わりに、「特性試験を省略した事実」と「修理方法書に記載する特性試験が省略可能な条件を満たすと判断した根拠となる事実を記載すること」の2点の記録が必要となります。

#### (カ) 製造業者から情報の提供を受けている内容

製造業者との契約等により修理する特別特定無線設備の技術基準適合証明番号等(技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は届出番号)に係る工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、提供を受けている情報について記載してください。

## 登録修理業者 修理方法書

### ○ 留意事項

- 修理方法書の記載項目は登録修理業者規則第2条第2項に定められています。  
また、作成上の留意事項等は、「2 登録申請の手続きについて」の(2)イに記載しております。
- 次ページ以降の記載例は、修理対象端末の違いや修理手順、自社が確認を行う場合、全部又は一部を外部に委託する場合等確認の方法が異なるため、ここに示す記載例は、申請する者が作成する修理方法書の参考としてください。

平成●●年●●月

●●株式会社

## 1. 弊社の修理事業の概要

### ○記載にあたってのポイント

本項には、次の事項を記載してください。

#### ①修理方法書の位置づけ

- ・ 修理を行う事業所の名称及び所在地(申請書の項1に記載したものと同一であればその旨の記載。)
- ・ 申請者と別の法人等の屋号等の名称により修理を行う事務所を設置する場合はその旨と、関係資料等の添付。
- ・ 申請者の法人等と申請により登録する一部の事務所の法人等が異なる場合はその旨と、関係資料等の添付
- ・ 修理方法書に基づき修理及び修理の確認を実施する旨、実施上の前提 等

#### ②提供する修理サービスの内容

- ・ 修理の方法及び修理の確認の概要
- ・ 登録の基準に適合している旨の内容
- ・ 詳細は、2の「修理の方法」に記載

#### ③修理事業者と修理依頼者との締結及び注意事項等に関する内容

- ・ 修理が不可能な場合や、修理の確認を行った結果、技術基準を満たさなかった場合の取扱を含む

## 2. 修理の方法

### (1) 修理の手順

#### ○記載にあたってのポイント

本項には、次の事項について記載してください。

- ・ 修理の箇所ごとの修理の手順及び作業の管理の方法等は、写真及び図表を用いる等により、必要な作業が確実に実施可能となるよう記載してください。
- ・ 必要に応じて、使用する工具及び部品に間違えがないように示されているもの。
- ・ 修理作業時の留意点等が示されているもの。
- ・ 上記のほか、登録後に実施する修理サービスの提供に関すること。

### (2) 修理の確認の手順

#### ○記載にあたってのポイント

本項には、次の事項について記載してください。

- ・ 修理された特別特定無線設備が電波法第三章に定める技術基準へ適合するかどうかをどのような手順で確認を実施するのかの説明。
- ・ 登録修理業者規則別表第2号に従って実施することの説明。
- ・ 特性試験を委託しているときは、修理規則別表第2号第3項(1)から(3)までの事項の実施に関する受託者との取決めの内容及び委託による特性試験の適切な実施が確保できることの説明。
- ・ 修理及び修理の確認の記録及び保存の方法等の説明（修理及び修理の確認の記録として修理規則別表第2号に基づき実施した特性試験の実施状況（特性試験の全部又は一部を委託し、実施する場合はその旨を含む。）及び特性試験の結果（同表第5項により特性試験を省略する場合はその旨）の保存方法等に関する説明を含む。）

### 3. 修理の確認に使用する測定器等

修理の確認に用いる測定器等は次表のとおりです。

測定器等の設備の 名称	型式名 又は名称	製造業者名	製造番号	校正 年月日	備考
コミュニケーション アナライザ	S8888	〇〇計測株式会社	0001	2016. 04. 01	
スペクトル分析器	A1234	〇〇計測株式会社	8001	2016. 04. 01	



#### 4. 測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

修理の確認に用いる測定器等の保守及び管理は、弊社の「計測器管理規程」に基づき実施します。

「計測器管理規程」には、保守及び管理に関する次の事項を規定しています。

- ・ 測定器の較正計画
  - ※ 毎年、1回以上の較正(電波法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかの較正等)を実施すること、測定器の較正周期は前回の較正日から12か月以内に実施すること 等
- ・ 較正を行った測定器には、較正実施日等を記入した「較正シール」を貼付すること

##### ○較正シールの例

較 正 済	
較 正 実 施 日	平成 年 月 日
較 正 期 限	平成 年 月 日
較正実施者 : ○○○○○○	

- ・ 測定器に不具合等が発見されたときの手続き 等

※ 上記に関する参考資料として、「計測器管理規程」を添付します。

5. 製造業者等との契約により修理する特定特別無線設備の技術基準適合証明番号等に係る工事設計及び修理の方法に関する情報の提供

○ 留意事項

情報の提供を受けている場合は記載してください。

特別特定無線設備に特有な修理及び修理の確認の手順は次表のとおり。

手順書の番号	修理する特別特定無線設備の型式又は名称
手順書 1	ABC1234

○ 留意事項

- 「各々の特別特定無線設備に固有の修理の手順及び修理の確認の手順」は、別に作成し、次ページ以降に添付してください。
- 各手順書は、電波法関係審査基準(登録時は第 39 条の 4、変更登録時は第 39 条の 5)を満たすよう作成してください。

ABC1234(〇〇株式会社)に固有の修理の手順及び修理の確認の手順

- 1 修理の箇所と、それに対応する分解の手順、部品交換・組立の手順の一覧
- 2 分解の手順
- 3 部品交換、組立の手順

1 修理の箇所と、それに対応する分解の手順、部品交換・組立の手順の一覧

修理の箇所	分解(注 1)	部品交換・組立(注 2)
表示装置	分解手順 01	交換・組立手順 01
電池	分解手順 02	交換・組立手順 02
カメラ	分解手順 03	交換・組立手順 03

注 1：実際に修理する際は、修理しようとする特別特定無線設備の修理が必要な箇所がすべて修理可能となるまで分解を行う。

注 2：故障(不具合)の原因が部品の場合は元の部品を新しい部品に交換し組立作業を行う。使用されていた元の部品に不具合がない場合は、その部品を用いて組立作業を行う。

2 分解の手順

分解手順 01 : ○○の分解

作業箇所の写真	作業の手順(作業上の注意を含む)

### 3 部品交換、組立の手順

交換、組立手順 01 : ○○部品交換、組立

作業箇所の写真	交換部品	作業の手順(作業上の注意を含む)

## ウ 誓約書（登録修理業者規則 別表第3号）

誓約書の様式として、登録修理業者規則別表第3号が規定されていますので、この様式に従って作成してください。

誓約書の記載例

### 誓 約 書

平成〇年〇月〇日

総務大臣 殿

申請者	郵便番号	100-8926
	住 所	東京都電波区電波1-2-3
	氏名又は名称	株式会社電波
	電話番号	03-1234-5678
		代表取締役社長 総務 太郎 印

申請者(及びその役員)は、電波法第38条の40第2項において準用する同法第24条の2第5項(第1号を除く。)の規定に該当しないことを誓約します。



エ 修理体制、管理体制等の管理に関する事項(登録修理業者規則別表第4号)

登録修理業者規則別表第4号の5項目について、電波法関係審査基準第39条の4(3)の基準を満たすことがわかるよう、記載してください。

## オ 修理に関し参考となる事項

実施する修理に関して、電波法令に適合することの客観的な証明又は説明の資料として有用なものがあれば、当該証明又は説明したい事項が記載されている書類に提出意図を記載のうえ、「修理に関し参考となる事項」に関する書類として提出してください。

例として、次のようなものが考えられます。

- 登録を受けるに当たり実施する予定の修理の方法による修理の結果が電波法令で定める技術基準を満たすことを自ら確認した場合の資料
- 実施する修理のいずれもが電波法令で定める技術基準を満たすために実施している修理技術向上のための取組等
- 適切な修理の実施を確保するために実施している修理及び修理の確認に関する見直し等の取り組み

### 3 関係法令（抜粋）

#### ○電波法（昭和二十五年五月二日法律第百三十一号）

（表示）

**第三十八条の七** 登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明をしたときは、総務省令で定めるところにより、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を付さなければならない。

- 2 適合表示無線設備を組み込んだ製品を取り扱うことを業とする者は、総務省令で定めるところにより、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示と同一の表示を当該製品に付することができる。
- 3 何人も、第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、前項、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備又は無線設備を組み込んだ製品にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。
- 4 第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示（第二項の規定により適合表示無線設備を組み込んだ製品に付された表示を含む。）を除去しなければならない。

（修理業者の登録）

**第三十八条の三十九** 特別特定無線設備（適合表示無線設備に限る。以下この節において同じ。）の修理の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 事務所の名称及び所在地
  - 三 修理する特別特定無線設備の範囲
  - 四 特別特定無線設備の修理の方法の概要
  - 五 修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することの確認（以下この節において「修理の確認」という。）の方法の概要
- 3 前項の申請書には、総務省令で定めるところにより、特別特定無線設備の修理の方法及び修理の確認の方法を記載した修理方法書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準）

**第三十八条の四十** 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 特別特定無線設備の修理の方法が、修理された特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令で定める基準に適合すること。
  - 二 修理の確認の方法が、修理された特別特定無線設備が前章に定める技術基準に適合することを確認できるものであること。
- 2 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項の規定は、前条第一項の登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とある

のは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。

(登録簿)

**第三十八条の四十一** 総務大臣は、第三十八条の三十九第一項の登録を受けた者（以下「登録修理業者」という。）について、登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第三十八条の三十九第二項各号に掲げる事項

(変更登録等)

**第三十八条の四十二** 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 3 第二十四条の二第五項（第一号を除く。）及び第六項、第三十八条の三十九第三項並びに第三十八条の四十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十四条の二第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第三十八条の四十七」と、同項第三号中「前二号のいずれか」とあるのは「前号」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項、第三十八条の三十九及び第三十八条の四十第一項」と読み替えるものとする。
- 4 登録修理業者は、第三十八条の三十九第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、修理方法書を変更したとき（第一項の変更登録を受けたときを除く。）又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録修理業者の義務)

**第三十八条の四十三** 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、修理方法書に従い、修理及び修理の確認をしなければならない。

- 2 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理する場合には、総務省令で定めるところにより、修理及び修理の確認の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

**第三十八条の四十四** 登録修理業者は、その登録に係る特別特定無線設備を修理したときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に修理をした旨の表示を付さなければならない。

- 2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、国内において無線設備に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 3 登録修理業者は、修理方法書に従い、その登録に係る特別特定無線設備の修理及び修理の確認をしたときは、総務省令で定めるところにより、当該特別特定無線設備に、第三十八条の七第一項（第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二十六（第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）、第三十八条の三十五又はこの項の規定により当該特別特定無線設備に付されている表示と同一の表示を付することができる。

(登録修理業者に対する改善命令等)

**第三十八条の四十五** 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録修理業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十三の規定に違反していると認めるときは、当該登録修理業者に対し、修理の方法又は修理の確認の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、登録修理業者が修理したその登録に係る特別特定無線設備が、前章に定める技術基準に適合しておらず、かつ、当該特別特定無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認められる場合において、当該妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、当該登録修理業者に対し、当該特別特定無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(廃止の届出)

**第三十八条の四十六** 登録修理業者は、その登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第三十八条の三十九第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し)

**第三十八条の四十七** 総務大臣は、登録修理業者が第三十八条の四十第二項において準用する第二十四条の二第五項第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 総務大臣は、登録修理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十八条の四十五第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により第三十八条の三十九第一項の登録又は第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けたとき。

(準用)

**第三十八条の四十八** 第二十四条の十一の規定は登録修理業者の登録について、第三十八条の二十及び第三十八条の二十一の規定は登録修理業者及び特別特定無線設備について準用する。この場合において、第二十四条の十一中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四十六第二項」と、「前条」とあるのは「第三十八条の四十七」と、第三十八条の二十第一項中「当該技術基準適合証明に」とあるのは「当該登録修理業者が修理したその登録に」と読み替えるものとする。

**第百十二条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の七第三項又は第四項の規定に違反した者

二 第三十八条の四十四第二項の規定に違反した者

三 第六十二条第一項の規定に違反した者

四 第七十条の二第一項の規定に違反した者

五 第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項、第七十条の九第三項及び第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定による運用の制限に違反した者

六 第百十二条の四第一項の規定に基づく命令に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第百十二条の十八第四項の規定に違反した者

**第百十三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十四条の八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第二十六条の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十七条の六第三項（特定無線局の開設の届出及び変更の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第二十七条の二十三第一項の規定に違反して、第二十七条の十八第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
- 五 第二十七条の三十第一項の規定に違反して、第二十七条の二十九第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者
- 六 第二十七条の三十一の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第二十七条の三十二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 八 第三十八条の六第二項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 九 第三十八条の十二（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 十 第三十八条の十五第一項（第三十八条の二十四第三項及び第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十八条の十五第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十一 第三十八条の十六第一項（第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしないで業務を廃止し、又は虚偽の届出をした者
- 十二 第三十八条の二十第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 十三 第三十八条の二十一第一項（第三十八条の二十九、第三十八条の三十八及び第三十八条の四十八において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 十四 第三十八条の三十三第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 十五 第三十八条の三十三第四項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者
- 十六 第三十九条第一項若しくは第二項又は第三十九条の十三の規定に違反した者
- 十七 第三十九条第四項（第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十八 第七十一条の三第六項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十九 第七十八条の規定に違反した者
- 二十 第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行った者
- 二十一 第七十九条の二第一項の規定により船舶局無線従事者証明の効力を停止されたのに、第三十九条第一項本文の総務省令で定める船舶局の無線設備の操作を行った者
- 二十二 第八十二条第一項（第百一条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 二十三 第百二条の三第一項又は第二項（同条第六項及び第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十四 第百二条の九の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二十五 第百二条の十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二十六 第百二条の十五第一項の規定による指示に違反した者

二十七 第二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

**第一百六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十条第九項（同条第十項及び第二十七条の十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者
- 二 第二十二條（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしない者
- 三 第二十四条（第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、免許状を返納しない者
- 四 第二十四条の五第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二十四条の六第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 六 第二十四条の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第二十四条の十二の規定に違反して、登録証を返納しない者
- 八 第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査又は終了促進措置の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者
- 九 第二十七条の六第三項（特定無線局の廃止の届出に係る部分に限る。）の規定に違反して、届出をしない者
- 十 第二十七条の十第一項の規定に違反して、届出をしない者
- 十一 第二十七条の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十二 第二十七条の二十四第二項（第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をしない者
- 十三 第二十七条の二十六第一項の規定に違反して、届出をしない者
- 十四 第二十七条の二十八（第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して、登録状を返納しない者
- 十五 第二十七条の三十第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十六 第三十八条の五第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十七 第三十八条の六第三項（第三十八条の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 十八 第三十八条の十一第一項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条の十一第二項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者
- 十九 第三十八条の三十三第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十 第三十八条の四十二第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十一 第三十八条の四十六第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十二 第七十条の七第二項（第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二十三 第百条第四項の規定に違反して、届出をしない者
- 二十四 第二条の三第五項の規定に違反して、届出をしない者
- 二十五 第百三条の二第五項から第八項まで、第十二項、第十三項又は第二十一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

別表第三 (第二十四条の二、第三十八条の三、第三十八条の八関係)

事業の区分	測定器その他の設備
一 第三十八条の二の二第一項第一号の事業	一 周波数計 二 スペクトル分析器 三 バンドメーター 四 電界強度測定器 五 オシロスコープ 六 高周波電力計 七 電力測定用受信機 八 スプリアス電力計 九 電圧電流計 十 低周波発振器 十一 擬似音声発生器 十二 擬似信号発生器
二 第三十八条の二の二第一項第二号の事業	一 一の項の下欄に掲げるもの 二 変調度計 三 比吸収率測定装置 四 直線検波器 五 ひずみ率雑音計
三 第三十八条の二の二第一項第三号の事業	一 二の項の下欄に掲げるもの 二 レベル計 三 標準信号発生器



## ○電波法関係手数料令（昭和三十三年十一月四日政令第三百七号）

（修理業者の登録申請手数料）

**第十一条の二** 法第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、五〇、七〇〇円とする。

（登録修理業者の変更登録申請手数料）

**第十一条の三** 法第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一九、〇〇〇円とする。

（手数料の納付方法等）

**第二十一条** 第二条から第十五条まで、第十七条及び第十八条に規定する手数料（国に納付するものに限る。）は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の申請（第三条の手数料にあっては、落成の届出）をする場合その他の総務省令で定める場合を除き、その申請（同条の手数料にあっては、当該届出）に際し、当該申請（同条の手数料にあっては、当該届出）に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙をはって納めなければならない。

## ○登録修理業者規則（平成二十七年二月二十七日総務省令第八号）

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の二第三節の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録修理業者規則を次のように定める。

（目的）

**第一条** この規則は、別に定めるものを除くほか、特別特定無線設備の修理に関し、法の委任に基づく事項及び法の規定を施行するために必要とする事項を定めることを目的とする。

（登録の申請）

**第二条** 法第三十八条の三十九第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

**2** 法第三十八条の三十九第三項の修理方法書（以下「修理方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 修理の手順

二 修理の確認の手順

三 前号に規定する修理の確認に使用する測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の名称又は型式及び製造業者名（修理する特別特定無線設備の特性試験の全部を委託する場合を除く。）

四 前号に規定する測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正（以下「較正等」という。）の計画（修理する特別特定無線設備の特性試験の全部を委託する場合を除く。）

五 第二号に規定する修理の確認において、修理する特別特定無線設備の特性試験の全部又は一部を委託する場合は、別表第二号第三項（1）から（3）までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画

六 製造業者との契約等により修理する特別特定無線設備の技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は届出番号（以下「技術基準適合証明番号等」という。）に係る工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容

- 3 法第三十八条の三十九第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類及び別表第三号に定める様式の誓約書とする。
- 一 別表第四号に掲げる修理体制、管理体制等の管理に関する事項
  - 二 前号に掲げる事項のほか、特別特定無線設備の修理に関し参考となる事項
- 4 第二項第二号の修理の確認の手順は、別表第二号に定めるところによるものとする。

(妨害を与えるおそれの少ない修理の方法の基準等)

**第三条** 法第三十八条の四十第一項第一号の総務省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。

- 一 修理する箇所が、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所であること。
  - 二 同等の部品を用いる修理により技術基準に適合しない電波が発射されないものであること。
  - 三 前二号の規定にかかわらず、製造業者との間の契約等に基づき工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理であること。
- 2 特別特定無線設備の修理の方法は、修理方法書に記載された修理の必要な箇所ごとの修理の方法の手順により行わなければならない。

(変更登録)

**第四条** 法第三十八条の四十二第一項の変更登録を受けようとする登録修理業者は、別表第五号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 2 法第三十八条の四十二第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、修理する特別特定無線設備の範囲を縮小するものとする。

(通知)

**第五条** 総務大臣は、法第三十八条の三十九第一項の登録をしたときは、その旨及び登録番号を登録を申請した者に通知するものとする。

- 2 総務大臣は、法第三十八条の四十二第一項の変更登録をしたときは、その旨を変更登録を申請した者に通知するものとする。

(変更の届出)

**第六条** 登録修理業者は、法第三十八条の四十二第四項の届出をしようとするときは、別表第六号に定める様式の届出書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、届出者が法人の場合であって、役員に変更があるときは、別表第七号に定める様式の誓約書を添付しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の届出があった場合には、登録を変更するものとする。

(修理及び修理の確認の記録等)

**第七条** 法第三十八条の四十三第二項の修理及び修理の確認の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 技術基準適合証明番号等、製造番号その他修理した特別特定無線設備を特定できる番号
- 二 修理及び修理の確認の年月日
- 三 修理及び修理の確認を行った責任者の氏名
- 四 修理及び修理の確認の内容

- 2 前項の修理及び修理の確認の記録は、当該修理の確認をした日から十年間保存しなければならない。

- 3 第一項の修理及び修理の確認の記録の保存は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録

媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

**第八条** 法第三十八条の四十四第一項の規定による表示は、別表第八号によるものとする。

2 登録修理業者は、法第三十八条の四十四第三項の規定により修理した特別特定無線設備に付されている表示を付するときは、当該付されている表示が、証明規則様式第七号による表示である場合にあつては同様式注1から注3まで、証明規則様式第十四号による表示である場合にあつては同様式注1から注3までによらなければならない。

(廃止の届出)

**第九条** 登録修理業者は、法第三十八条の四十六第一項の届出をしようとするときは、別表第九号に定める様式の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(公表)

**第十条** 総務大臣は、法第三十八条の三十九第一項の登録若しくは法第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録をしたとき又は登録修理業者から法第三十八条の四十二第四項の規定による変更の届出があつたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 氏名又は名称

二 事務所の名称及び所在地

三 登録若しくは変更登録をした年月日又は登録修理業者が変更をした年月日

四 登録番号

五 登録若しくは変更登録又は登録修理業者が変更をした修理する特別特定無線設備の範囲及び修理の箇所

2 総務大臣は、登録修理業者から法第三十八条の四十六第一項の届出があつたとき又は法第三十八条の四十七の規定による登録の取消しをしたときは、登録修理業者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 氏名又は名称

二 事務所の名称及び所在地

三 登録の年月日

四 登録番号

五 事業を廃止し、又は登録を取り消した年月日

3 前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

(総務大臣に提出する書類の作成等)

**第十一条** この省令の規定により総務大臣に提出する書類は、日本語で作成するものとする。

2 この省令の規定により総務大臣に提出する申請書又は届出書に添付する書類は、当該書類の記載事項の全てを記録した電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。

## 附 則

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

## 修理業者登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者(注1) 郵便番号

住 所

氏名又は名称

電話番号

印

電波法第38条の39第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 修理を行う事務所の名称及び所在地(注2)

2 修理の対象設備等(注3)

無線設備の区分	取り扱う設備数
コードレス電話	
携帯無線通信	
PHS	
その他	
合計	

### 3 修理する特別特定無線設備の範囲、修理の方法の概要及び修理の確認の方法の概要

無線設備の区分（注4）	修理する特別特定無線設備の範囲				修理の方法の概要（注8）										修理の確認の方法の概要			
	技術基準適合証明番号等	特別特定無線設備の種別（注5）	氏名又は名称（注6）	型式又は名称（注7）	修理の箇所										工事設計に合致する修理を実施	修理後の特性試験の実施方法（注9）		
					表示装置	フレイム	マイク	スピーカ	カメラ	操作ボタン	コネクタ	バイブレータ	電池	その他		申請者が実施	一部を委託して実施	全部を委託して実施
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- 注1 法人にあつては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 2 修理を行う事務所が複数ある場合はそれらを全て記載すること。また、事務所の数が多い場合は適宜別紙に記載することができる。
- 3 特別特定無線設備の種別に応じて、「コードレス電話」、「携帯無線通信」、「PHS」又は「その他」の欄に取り扱う設備数を記載すること（技術基準適合証明番号等に係る特別特定無線設備が複数の区分に該当する場合は、それら全てに記載すること）
- 4 特別特定無線設備の種別に応じて、「コードレス電話」、「携帯無線通信」、「PHS」又は「その他」と記載すること（技術基準適合証明番号等に係る特別特定無線設備が複数の区分に該当する場合は、それら全てについて記載すること）。
- 5 「技術基準適合証明を受けた特別特定無線設備の種別」、「工事設計認証に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の種別」又は「技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別」を記載すること。
- 6 「技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称」、「工事設計認証を受けた者の氏名又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った者の氏名又は名称」を記載すること
- 7 「技術基準適合証明を受けた特別特定無線設備の型式又は名称」、「工事設計認証に係る工事設計に基づく特別特定無線設備の型式又は名称」又は「技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の型式又は名称」を記載すること。
- 8 該当する修理の箇所に（チェック）印を付けること。ただし、第3条第1項の修理が可能な場合は「工事設計に合致する修理を実施」にのみ（チェック）印を付けること
- 9 修理した特別特定無線設備に対する特性試験の実施方法について、該当する箇所に印を付けること。
- 10 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
- 11 修理する特別特定無線設備の範囲が2を超える場合は、適宜、行を追加し記載すること。

別表第二号 修理の確認の手順（第二条第二項第二号及び第五号並びに同条第四項関係）

修理の確認を要する修理された特別特定無線設備（以下この表において「確認する設備」という。）について、次のとおり特性試験を行い、法第三章に定める技術基準に適合することを検証する。

- 1 証明規則別表第一号一（3）アからウまでの規定を確認する設備の特性試験の検証について準用する。この場合において、同（3）中「申込設備」とあるのは「登録修理業者規則別表第二号に規定する確認する設備」と、「登録証明機関が」とあるのは「法第三十八条の三十三第二項の検証を行う製造業者又は輸入業者が」と読み替えるものとする。
- 2 特性試験は、法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して行う。
- 3 確認する設備の特性試験の全部又は一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、その受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決める。
  - （1） 証明規則別表第一号一（3）に定める試験の方法と同じ方法によって特性試験が行われることの確認に関する事項
  - （2） 法別表第三の下欄に掲げる測定器等であって、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して特性試験が行われることの確認に関する事項
  - （3） その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項
- 4 特性試験を他の者に委託した場合は、当該委託した試験の結果が前項の取決めに従って適正に得られたものであり、かつ、法第三章で定める技術基準に適合することを検証し、確認する。
- 5 二以上の確認する設備の検証において、当該確認する設備のうちの一部のものについて特性試験を行った結果、当該確認する設備のうちその他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該確認する設備のうちその他のものについて、特性試験を省略することができる。

別表第三号（第2条第3項関係）

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者（注）郵便番号

住 所

ふ り が な  
氏名又は名称 印

電話番号

申請者（及びその役員）は、電波法第38条の40第2項において準用する同法第24条の2第5項（1号を除く。）の規定に該当しないこと誓約します。

注 法人にあっては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。

別表第四号 修理体制、管理体制等の管理（第二条第三項第一号関係）

修理体制、管理体制等の管理に関する説明は、次の表に掲げる事項とする。

事項	記載内容
一 組織並びに管理者の責任及び権限	法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な業務を管理し、実行し、又は検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
二 法第三十八条の四十三の義務を履行するための管理の方法	法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な特別特定無線設備の取扱いにおける管理の方法に関する規程が具体的かつ体系的に整備され、それに基づき当該義務が適切に履行されることの説明
三 特別特定無線設備の修理の方法	法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な特別特定無線設備の修理の手順に関する規程及び修理の確認の手順に関する規程が整備され、それに基づき修理及び修理の確認が適切に行われることの説明
四 測定器その他の設備の管理	特別特定無線設備の修理の確認に必要な測定器等の管理に関する規程が整備され、それに基づき測定器等の設備の管理が適切に行われることの説明
五 その他	その他法第三十八条の四十三の義務を履行するために必要な事項



## 登録修理業者変更登録申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者（注1）郵便番号

住 所

ふ り が な  
氏名又は名称

印

電話番号

電波法第38条の4第1項の規定により変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

### 記

1 登録の年月日及び登録番号

2 変更後の修理の対象設備等（注2）

無線設備の区分	取り扱う設備数	
	変更前	変更後
コードレス電話		
携帯無線通信		
PHS		
その他		
合計		

3 変更内容（注3）

4 変更年月日

- 注1 法人にあつては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 2 変更後の特別特定無線設備の設備数を、別表第1号注3に従って記載すること（複数の区分に該当する場合を含む。）。
- 3 変更前と変更後の状況が分かるように記載すること。変更内容の記載に当たっては変更後の内容を記載した別表第1号3の表を用いることができる。また、変更を全て記載しきれない場合は適宜別紙に記載すること。
- 4 修理する特別特定無線設備の範囲を追加する場合は、当該追加に係る第2条第2項第3号及び第4号並びに同条第3項に係る書類を添付すること。
- 5 修理方法書を変更したときは、変更後の修理方法書を添付すること。

## 登録修理業者変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者（注1）郵便番号

住 所

ふ り が な  
氏名又は名称

印

電話番号

電波法第38条の4第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

### 記

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 変更後の修理の対象設備等（注2）

無線設備の区分	取り扱う設備数	
	変更前	変更後
コードレス電話		
携帯無線通信		
PHS		
その他		
合計		

- 3 変更内容（注3）

- 4 変更年月日

注1 法人にあつては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

2 変更後の特別特定無線設備の種別を、別表第1号注3に従って記載すること（複数の区分に該当する場合を含む。）。

3 変更前と変更後の状況が分かるように記載すること。変更内容の記載に当たっては変更後の内容を記載した別表第1号3の表を用いることができる。

4 技術基準適合証明番号等に係る第2条第2項に係る修理方法書に変更がある場合は、変更後の当該技術基準適合証明番号等の修理方法書を添付すること。

別表第七号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者（注）郵便番号

住 所

ふ り が な  
氏名又は名称

印

電話番号

申請者（及びその役員）は、電波法第38条の42第3項において準用する同法第24条の2第5項の規定（1号を除く。）に該当しないこと誓約します。

注 法人にあつては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。

別表第八号（第8条第1項関係）

表示は、第5条第1項の規定により通知された登録番号（R及び6桁の数字）を枠で囲み、「登録修理」の文字に続けて付加したものとする。

登録修理

R××××××

- 注1 文字の大きさは、高さ3ミリメートル以上であること。  
2 材料は、容易に損傷しないものであること。  
3 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。

別表第九号（第9条関係）

登録修理業者廃止届出書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者（注1）郵便番号

住 所

ふ り が な  
氏名又は名称 印

電話番号

電波法第38条の46第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録の年月日及び登録番号（注2）

2 廃止した年月日



注1 法人にあつては商号及び代表者氏名を記載すること。郵便番号及び住所は、本店又は主たる事務所の所在地によること。また、氏名を自筆で記入したときは押印を省略できる。なお、代理人による届出の場合は、申請者に関する必要事項を記入するほか、当該代理人の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号を付記すること。

2 登録時に通知を受けた修理業者の登録番号を記載すること。

## ○電波法関係審査基準

(登録修理業者の登録)

第39条の4 登録修理業者規則(以下この章において「修理規則」という。)第2条第1項の申請書及びその添付書類を受理したときは、法第38条の40第1項及び修理規則第3条に基づき、その申請について審査し、次の各号に適合していると認めるときは登録する。

- (1) 修理の方法が修理規則第3条に適合していること。
- (2) 法第38条の39第3項により添付された修理方法書の内容が次に適合していること。
  - ア 修理の方法は、修理の箇所ごとの修理の手順及び作業の管理の方法等について、写真及び図表を用いる等により明確化され記載されていること。
  - イ 修理の確認の手順は、修理規則別表第2号各項に適合していること。
  - ウ 測定器等は、修理の確認に必要なものについて、測定器等ごとにその名称又は型式、製造事業者名及び製造番号が全て記載されていること。
  - エ 較正等の計画は、修理規則別表第2号第2項又は第3項の基準を満たすこととなるよう定められていること。
  - オ 特性試験を委託しているときは、修理規則別表第2号第3項(1)から(3)までの事項に係る受託者との取決めの内容及び委託による特性試験の適切な実施が確保できることが確認できること。
  - カ 特別特定無線設備の技術基準適合証明番号等に係る工事設計に合致するよう修理を行う場合は、特別特定無線設備に関し、次の事項が確認できること。
    - (ア) 特別特定無線設備の工事設計に関する情報
    - (イ) 修理の箇所ごとの修理の方法に関する情報
    - (ウ) 特別特定無線設備の製造業者から工事設計及び修理の箇所ごとの修理の方法に関する情報の提供を受けた事実
- (3) 修理規則別表第4号の説明及び修理規則第2条第3項第2号の参考となる事項により、特別特定無線設備の修理の結果のいずれもが、法第三章に定める技術基準に適合することを確保することが可能である(複数の事務所において修理を行う場合を含む。)と認められること。
- (4) 修理方法書等により、法第38条の43の義務の履行について次のことが確認できること。
  - ア 修理及び修理の確認の記録として修理規則別表第2号に基づき実施した特性試験の実施状況(特性試験の全部又は一部を委託し、実施する場合はその旨を含む。)及び特性試験の結果(同表第5項により特性試験を省略する場合はその旨)
  - イ 修理及び修理の確認の記録及び保存の方法等が示されていること。

(登録修理業者の変更登録)

第39条の5 修理規則第5条の変更登録の申請書及びその添付書類を受理したときは、前条各号により審査し、適合していると認めるときは変更登録する。

## 4 Q&A

Q1 登録申請の際の手数料はどのようにして納めるのか。

A1 登録申請の申請書の余白（記載例を参照）に、手数料の額(50,700円)に相当する収入印紙を過不足の無いよう貼付します。

なお、消印はしないよう注意願います。

（参考）関係法令

○電波法関係手数料令

（修理業者の登録申請手数料）

第十一条の二 法第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、五〇、七〇〇円とする。

（登録修理業者の変更登録申請手数料）

第十一条の三 法第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一九、〇〇〇円とする。

（手数料の納付方法等）

第二十一条 第二条から第十五条まで、第十七条及び第十八条に規定する手数料（国に納付するものに限る。）は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第二条から第十五条まで、第十七条及び第十八条の申請（第三条の手数料にあつては、落成の届出）をする場合その他の総務省令で定める場合を除き、その申請（同条の手数料にあつては、当該届出）に際し、当該申請（同条の手数料にあつては、当該届出）に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙をはって納めなければならない。

2から4まで（略）

Q2 登録申請書の提出方法を教えてほしい。

A2 作成した書類を「〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2 総務省 総合通信基盤局 電波部 電波環境課 登録修理業者担当」あてに郵送してください。

提出に際し、事前にQ3の連絡先にご連絡願います。

Q3 登録申請は、電波法と電気通信事業法の両方に登録しなければならないのか。

A3 個々に登録が必要です。。

書類提出先並びに連絡先は、以下のとおりです。

○電波法関連

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部

電波環境課 認証推進室 登録修理業者担当

電話番号 03-5253-5908

○電気通信事業法関連

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関2-1-2  
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部  
電気通信技術システム課 登録修理業者担当  
電話番号 03-5253-5862

Q4 登録申請をしないと違法なのか。

A4 登録修理業者制度の登録は義務ではありません。

電波法上、登録修理業者の行う修理が変更の工事<sup>(注1)</sup>に該当しなければ電波法令上は違反にあたりません。

しかし、その修理業者の修理が変更の工事に該当する場合は、技術基準適合証明、工事設計認証及び技術基準適合自己確認(以下「技術基準適合証明等」といいます。)に係る表示(技適マーク)を除去しなくてはなりません。表示を除去しなかったときは電波法違反により罰せられる<sup>(注2)</sup>ことがあります。

注1: 「変更の工事」とは、無線設備に手を加えることにより、技術基準適合証明等を受けた際の無線設備の工事設計の内容と違ったような改造を行うことです。


また、「修理」とは、故障、破損、劣化等の生じている箇所を、本来の状態・機能に復帰させることであり、本来の状態・機能からの変更は含みません。

注2: 電波法第38条の7第4項の表示の除去義務違反に該当し、電波法第112条第1号の罰則が適用されます。

Q5 登録修理業者の登録を受けていない者が行った修理が変更の工事に該当した場合、何をしなければならないのか。

A5 技術基準適合証明、工事設計認証、技術基準適合自己確認に係る表示を除去しなければなりません。

除去しなければならない表示は、次のようなものです。

 R123-456789

また、変更の工事にあたる行為を行ったにもかかわらず表示を除去しなかった場合は罰せられることがあります。

(参考)関係法令

○電波法

第38条の7第4項

4 第一項(第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。)、第三十八条の二十六(第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。)若しくは第三十八条の三十五又は第三十八条の四十四第三項の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示(第二項の規定により適合表示無線設備を組み込んだ製品に付された表示を含む。)を除去しなければならない。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の七第三項又は第四項の規定に違反した者
- 二から七まで (略)

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第8条の2

第八条の二 前条第一項第一号、第二十条第一項第一号、第二十七条第一項第一号、第三十六条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第四項の総務省令で定める方法は次のとおりとする。

- 一 表示の外観が残らないように完全に除去すること。
- 二 容易にはく離さない塗料により表示を識別することができないように被覆すること。

2 前条第一項第二号、第二十条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十六条第一項第二号及び第四十一条第一項第二号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第四項の総務省令で定める方法は、当該表示を記録した電磁的記録を消去する方法、当該表示を付した特定無線設備の映像面の表示機能を失わせる方法その他の前条第一項第二号、第二十条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十六条第一項第二号及び第四十一条第一項第二号に掲げる特定の操作によって当該表示を映像面に表示することができないようにする方法とする。

Q6 登録した修理を行う事務所以外に、修理する事務所を追加する場合は、どのような手続きを行なう必要があるのか。

A6 修理を行う事務所を変更した場合は、登録修理業者規則別表第5号の様式により遅滞なく変更届を提出してください。

Q7 申請者の法人等と登録する事務所の法人等が異なる場合に、契約等を条件とすることでまとめて一の申請（変更）を行うことは可能か。

A7 登録修理業者制度においては、申請者と修理を行う事務所（店舗等）が同一法人等であることを想定しているものです。（申請者は、電波法に定める手続き、管理・監督上の行為について、一の登録修理業者としての義務や責任を有することとなります。）

ただし、申請者が登録する事務所の他に、申請者以外の法人及び個人（以下、「他の法人等」という）が、店舗名等を同一にして当該修理を行う事務所を設置したいという要望があることから、この場合、申請者が自ら修理を行うことと同様、他の法人等を含め、実施体制・管理体制等が下記の要件を満たしているものと確認できる場合は、申請者以外の他の法人等であっても事務所を設置することを可能とします。

なお、店舗名等が同一の場合であっても、法人ごとに申請を行う場合は、従来と同様に審査・登録を行うため、従来通りの手続きをお願いします。（下記要件は適用されない。）

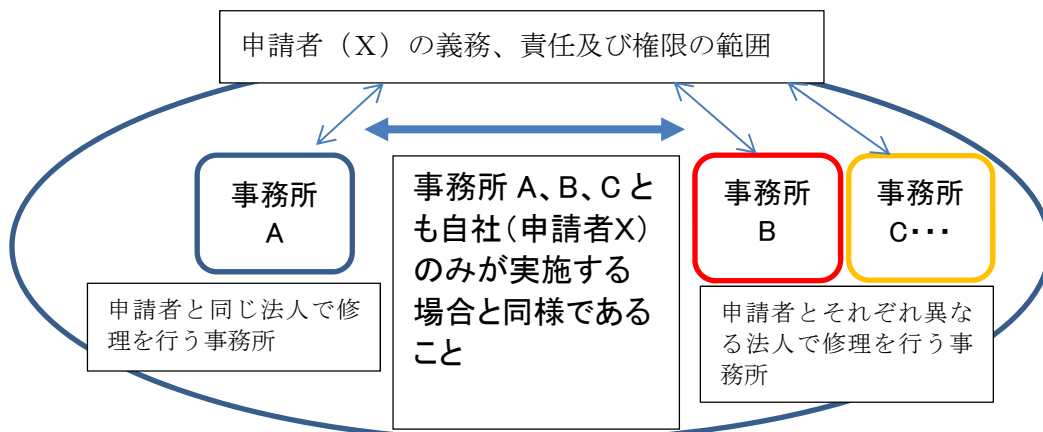
(申請者の法人等と事務所の法人等が異なる場合の要件)

1. 申請者は、契約等により他の法人等に修理の実施や窓口業務等を行わせる場合は、修理方法書や窓口業務等の内容のほか、他の法人等と締結する具体的な契約等の内容が確認できる資料を添付して下さい。

※ 添付資料に盛り込む内容

- ①登録に係る修理業務を行う全ての事務所（申請者及び他の法人等）の法人名又は個人名、住所を記載した資料。
  - ②申請者が自社のみで実施する場合と同様に、他の法人等を含む組織体制や責任体制、窓口業務や書類等の保管方法（管理主体の説明を含む。）を記載した資料。
  - ③修理の手順、修理の確認の方法等、登録修理業者規則第2条に規定する事項が他の法人等においても同様に実施できることの説明資料。
  - ④登録修理業者として行う業務に関して申請者と他の法人等の間で取り交わす契約書の写し。
  - ⑤その他、上記に関連する資料等。
2. 申請者は、他の法人等が行う登録修理業務を含め、登録に係る修理業務の実施において、電波法令上の義務、表示、改善命令、廃止の届出、登録の取消し等についての全ての義務、責任を負うことについて、申請書及び契約書案等に記載して下さい。
  3. 変更届の場合も同様とします。

(参考) 申請者Xが修理を行う事務所B、C（X以外の者）を追加する場合



※ 申請者Xは、すべての事務所の責任を負うため、例えば、いずれかの事務所で問題があった場合、すべての事務所を対象として、申請者Xが責任を負う。

Q8 修理方法書に何を記載すればよいかわからない。

A8 次の(a)から(f)までの6つの項目<sup>(注)</sup>を記載してください。

- (a) 修理の手順
- (b) 修理の確認の手順(登録修理業者規則別表第2号に従っている必要があります。)
- (c) (b)の修理の確認に使用する測定器その他の設備(以下「測定器等」といいます。 )の名称又は型式及び製造業者名(修理する特別特定無線設備の特性試験の全部を委託する場合を除きます。)
- (d) (b)の修理の確認に使用する測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正の計画(修理する特別特定無線設備の特性試験の全部を委託する場合を除きます。)
- (e) (b)の修理の確認において、修理する特別特定無線設備の特性試験の全部又は一部を委託する場合は、登録修理業者規則別表第二号第三項(1)から(3)までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画
- (f) 製造業者との契約等により修理する特別特定無線設備の技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は届出番号に係る工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容

注：修理方法書に記載しなければならない項目は、登録修理業者規則第2条に規定されています。

(参考) 関係法令

○登録修理業者規則第2条

(登録の申請)

第二条 法第三十八条の三十九第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十八条の三十九第三項の修理方法書(以下「修理方法書」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 修理の手順

二 修理の確認の手順

三 前号に規定する修理の確認に使用する測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)の名称又は型式及び製造業者名(修理する特別特定無線設備の特性試験の全部を委託する場合を除く。)

四 前号に規定する測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の較正又は校正(以下「較正等」という。)の計画(修理する特別特定無線設備の特性試験の全部を委託する場合を除く。)

五 第二号に規定する修理の確認において、修理する特別特定無線設備の特性試験の全部又は一部を委託する場合は、別表第二号第三項(1)から(3)までの事項に係る受託者との取決めの内容又はその委託に係る計画

六 製造業者との契約等により修理する特別特定無線設備の技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は届出番号(以下「技術基準適合証明番号等」という。)に係る工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、その内容

3 法第三十八条の三十九第三項の総務省令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類及び別表第三号に定める様式の誓約書とする。

一 別表第四号に掲げる修理体制、管理体制等の管理に関する事項

- 二 前号に掲げる事項のほか、特別特定無線設備の修理に関し参考となる事項  
4 第二項第二号の修理の確認の手順は、別表第二号に定めるところによるものとする。

Q9 これまでに販売されたすべての特別特定無線設備を登録したいと考えているが、修理方法書はどれか一つを作成し提出すればよいのか。

A9 すべての特別特定無線設備の修理方法書を作成し提出してください。なお、同時に登録申請する場合は、1つの申請で行うことが可能です

Q10 修理の確認に必要なものはどのようなものか。また、特性試験に必要な測定器を揃えたいが、どうしたらよいか。

A10 修理の確認では、修理した特別特定無線設備の特性試験を実施した結果が電波法令で定める技術基準を満たすことを確認していただく必要があります。

特性試験に用いる測定器等は、毎年、較正又は校正<sup>(注2)</sup>を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものを使用してください。

なお、測定器に関しては、技術基準への適合が確認可能な機能及び性能を持つ測定器であれば、購入、レンタル、リース等の、いずれかの方法でも可能です。

測定器は、取り扱いのあるメーカー・販売店等にお尋ねください。

また、特性試験は、自ら実施するほか、一部又は全部を他の者に委託して実施することができます。A12をご参照ください。

注1：周波数のほか、占有周波数帯幅、空中線電力、スプリアス発射又は不要発射等の項目についての特性試験が必要です。試験項目ごとに必要な測定器は、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年11月21日 郵政省令第37号)別表第1の1(3)アをご参照ください。

注2：この較正又は校正は、電波法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかの方法により実施する必要があります。

Q11 修理の確認とは、何をすればよいのか。特性試験の代わりに、無線LANの接続試験を行って問題なく接続できれば良いのか。

A11 電波法における登録修理業者制度における修理の確認においては、修理した特別特定無線設備の電気的特性が電波法の技術基準を満たすことの確認を行うことが求められています。

具体的には、接続試験ではなく特性試験<sup>(\*)</sup>を実施し、その結果が電波法令で定める技術基準を満たすことを確認してください。

\* 特性試験は、申請書の「修理の確認の方法の概要」に記載した「申請者が実施」、「一部を委託して実施」又は「全部を委託して実施」に従い実施することになります。特性試験の委託に関してはA12をご参照ください。



(参考)

ネットワークの接続試験や、無線LANの接続試験は、それらにより電波法の技術基準を満たさない電波が発射される可能性があります。

Q12 特性試験に必要な電波の測定をしたことがないが、どうすればよいか。

A12 特性試験については、登録修理業者が自ら測定する場合のほか、特性試験の一部又は全部を、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する外部の者に委託して実施することが可能です。

また、特性試験が適正に実施されるよう、委託先との間で、次の事項について取決めをたうえで特性試験を委託し実施してください。(注)

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則別表第1号1(3)に定める試験の方法と同じ方法により特性試験を実施すること。
- (2) 特性試験の結果を報告する際は、特性試験の実施方法、測定環境(測定場所の名称等、測定日時、測定時の室温、湿度)等を記載すること。  
また、特性試験に使用した測定器は、電波法第24条の2第4項第2号イからニまでのいずれかの較正等を受け、その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内であることを示す書類を添付すること。
- (3) 当該試験の適正な実施を確保するため当該試験が適正に実施されたことに関する情報(特性試験実施者の氏名 等)

(注)特性試験の一部又は全部を委託するときは、登録修理業者として、当該試験の適正な実施が確保されるよう登録修理業者規則別表第2号3(1)から(3)までに定める事項について取決めを行う必要があります。

Q13 登録修理業者制度では、どのような範囲の修理が対象となるのか。

A13 修理する特別特定無線設備ごとに、次に該当する修理が対象となります。

- ・ 表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所であって、電波の質に影響を与えるおそれの少ない箇所について同等の部品による修理。  
同等の部品を用いる修理により技術基準に適合しない電波が発射されない場合の修理。
- ・ 上記に関わらず、製造業者との間の契約等に基づき工事設計及び修理の方法に関する情報の提供を受けた箇所の修理。

Q14 修理に使う部品は、どのようなものを使ってもよいのか。

A14 登録修理業者制度においては、同等の部品による修理を想定しています。  
なお、同等の部品とは、同一の機能を有している同一型式の部品等が該当します。

Q15 製造業者との契約等がある場合とない場合では、登録修理業者として可能な修理にはどのような違いがあるのか。

A15 製造業者との契約等がない場合は、電波の質に影響のない範囲について、同等の部品を用いる修理が実施可能です。

一方で、製造業者との契約等により特別特定無線設備の工事設計情報及び修理の方法に関する情報の提供を受けている場合は、情報の提供を受けた箇所は製造業者が行う修理方法・使用部品によって製造業者と同じ修理が可能となるため、製造業者から提供を受けている箇所について修理することが可能となります。

Q16 現行法において、適合表示無線設備の修理についてはどう位置づけられているのか。また、街中の修理業者は適法なのか。

A16 現在の規定では、変更の工事<sup>(※)</sup>に該当しない場合には技術基準適合証明の表示を維持することが可能です。このため、修理業者が行う修理の内容が明らかに「変更の工事」に該当しない場合、技術基準適合証明等の表示を維持することが可能です。

「変更の工事」に該当する場合には、技術基準適合証明等の表示を除去した上で、必要な無線局免許に係る手続き等を行う場合は適法となります。

また、登録修理業者への登録は、修理事業を実施する上で義務ではありませんが、登録を受けた修理業者は、修理した特別特定無線設備が技術基準を満たすことを確認しているため、適合性の表示を維持したまま修理が可能となります。

※Q4の注1を参照してください。

Q17 今後発売されるものも含めて、1回の申請で登録することはできないのか。

A17 修理する特別特定無線設備について、技術基準適合証明等が取得されていれば、その設備について申請することは可能です。

Q18 変更登録の申請手続きが必要な場合とは、どのようなときか。

A18 以下の変更をしようとするときは、変更登録の申請手続きが必要です。

- ・修理する特別特定無線設備の範囲を変更しようとするとき  
(新たな特別特定無線設備を加えようとするとき(減らすときは「変更届」))
- ・特別特定無線設備の修理の方法の概要を変更しようとするとき  
(個別の修理の箇所又は工事設計に合致する修理のいずれかを変更するとき)
- ・修理された特別特定無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合することの確認

認の方法の概要を変更しようとするとき

(修理後の特性試験の実施方法において、「申請者が実施」、「一部を委託して実施」又は「全部を委託して実施」かの登録状況を変更するとき)

Q19 変更の際、申請ではなく届出でよいのは、どのようなときか。

A19 以下の変更は、変更届の手続きが必要です。

- ・氏名又は名称及び住所に変更があったとき  
(法人の場合は「代表者の氏名の変更」です。)
- ・事務所の名称及び所在地に変更があったとき
- ・修理する特別特定無線設備の範囲を減らしたとき  
(修理する特別特定無線設備の範囲を増やそうとするときは「変更登録申請」)
- ・修理方法書の内容を変更したとき  
(変更登録を受けたときを除く。)

Q20 修理及び修理の確認の記録は、何をどのように記録すればよいのか。

A20 当該書類に次の4項目が記載されていれば、紙又は電子媒体の状態で、修理及び修理の確認の記録として保存できます。書類の保存が必要な期間は、確認を行った日から10年間です。

- (a) 技術基準適合証明番号等、製造番号その他修理した特別特定無線設備を特定できる番号
- (b) 修理及び修理の確認の年月日
- (c) 修理及び修理の確認を行った責任者の氏名
- (d) 修理及び修理の確認の内容

Q21 登録修理事業者が、登録している対象設備を修理した場合、どのような表示をしなければならないのか。

A21 登録修理業者は、修理を行った特別特定無線設備に、登録修理業者として登録を受けたときに通知された登録番号(R及び6桁数字)を枠で囲み、「登録修理」の文字に続けて付加した表示を、表示することが義務付けられています。

○表示イメージ： **登録修理** R123456

(参考)電気通信事業法による登録修理業者が修理した場合の表示イメージ

**登録修理** T123456

Q22 修理事業をやめたいときの手続きは何かあるのか。

A22 登録修理業者として登録を受けている修理事業をやめる場合は、事前に廃止の届出手続きが必要です。(電波法第38条の46第1項)

手続きは、登録修理業者規則第9条(別表第9号の様式)に、「を受けている登録の登録の年月日及び登録番号」及び「廃止年月日」を記載し、A3に記載する「書類提出先」あてに提出してください。

Q23 登録修理業者に登録されたことを証明するには、どうすればよいか。

A23 登録又は変更登録時に送付する通知文書により説明いただく方法又は、総務省電波利用ホームページに掲載している登録修理業者の氏名又は名称、事務所の所在地等の登録情報を参照いただく方法があります。

Q24 登録修理業者に登録している店がどこにあるか知る方法があるのか。

A24 電波法に基づく登録修理業者については、総務省電波利用ホームページ上に掲載している登録修理業者の氏名又は名称、事務所の所在地等の情報を参照いただく方法があります。

Q25 修理の確認のための特性試験を省略する条件となっている「一部のものについて特性試験を行った結果、当該確認する設備のうちその他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できる」とは、どのように解釈すればよいのか。

A25 法令上、修理の確認は、修理した特別特定無線設備に対して必ず行う必要があり修理した特別特定無線設備は電波法令で定める技術基準を満たすことが法令で求められています。

この「修理の確認」を実施する際に「当該確認する設備のうちの一部のものについて特性試験を行った結果、当該確認する設備のうちその他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できる」とは、その範囲の特性試験を省略可能とする規定です。

この規定により修理の確認を行う場合は、修理した特別特定無線設備の全てが技術基準を満たすこととなる方法として記載してください。

Q26 スマートフォンに記録された写真や音楽等の電子データの取り出しを行うサービスを提供しているが、登録修理業者への登録が可能か。

A26 本制度で想定する修理は、表示装置、フレーム、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池その他の箇所の故障、破損、劣化等を本来の状態・機能に復帰させることを想定しており、電子データを復旧する行為だけでは登録の対象としておりません。

しかし、引き続き特別特定無線設備として使用することを意図し、電子データの取り出しに加え、故障、破損、劣化等した部品を交換し本来の状態・機能に復帰さ

せる行為を行っている場合は、登録修理業者の登録が可能と考えられます。

Q27 海外に輸出する前にスマートフォンの修理をしている会社だが、登録修理業者への登録が必要か。

A27 電波法に基づく登録修理業者制度は、日本国内において電波法の規制を受ける特別特定無線設備を修理する第三者が登録を受けることができる制度ですので、海外に輸出する機器については本制度の対象外となります。

○ 登録修理業者制度（電波法関連）に関する  
問合せ先・書類の送付先

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関 2-1-2  
総務省 総合通信基盤局 電波部  
電波環境課 認証推進室 登録修理業者担当  
電話番号 03-5253-5908

（ご参考）

電気通信事業法関連の申請手続きについては、  
以下にお問い合わせください

〒100-8926 東京都千代田区 霞が関 2-1-2  
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部  
電気通信技術システム課 登録修理業者担当  
電話番号 03-5253-5862

（電気通信事業法関連の案内）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/tanmatu/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/index.html)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000438155.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000438155.pdf)